

2長寿第6554号

令和2年5月18日

各高齢者施設等管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止への御協力について

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染が蔓延している中、介護従事者の皆様におかれましては、感染拡大防止のために御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、5月14日に国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、県では、5月15日に「香川県感染警戒宣言」(別添1)を発出しましたので、お知らせします。

高齢者や持病のある方については、特に感染した場合の重症化リスクが高く、他県では利用者が死亡するケースも出てきていることから、引き続き、より慎重で徹底した感染防止対策に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、感染拡大防止には職員の取組だけでなく、利用者や御家族の御協力も欠かせないことから、4月15日に送付した周知文書(別添2)を修正しましたので、御活用いただきますようお願いいたします。

(別添1) 香川県感染警戒宣言

(別添2) 高齢者通所・訪問系サービス事業所利用者・御家族の皆様へ

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ

TEL 087-832-3266

在宅サービスグループ

TEL 087-832-3274

令和 2 年 5 月 1 5 日

香川県感染警戒宣言 ～香川県知事から県民の皆様へのメッセージ～

香川県における特措法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、新たな感染はいつどこで発生するかわかりません。

国内では、まだ、緊急事態宣言区域となっている都道府県があり(※)、全国的な解除となっていない期間においては、本県においても気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する必要があります。このため、新たに、香川県感染警戒宣言を発出し、県民の皆様、事業者の皆様以下のご協力をお願いいたします。

(※)北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の 8 都道府県

記

○県民の皆様へ

外出について

- ・ 県外への不要不急の外出は控えてください。特に、緊急事態宣言区域となっている都道府県への外出は控えてください。やむを得ず、緊急事態宣言区域となっている都道府県を訪れなければならない場合、帰県後 1 4 日間は、不要不急の外出を自粛してください。
- ・ 繁華街の接待を伴う飲食店等やこれまでにクラスターが発生しているような「三つの密」(密閉、密集、密接)のある場への外出も控えてください。
- ・ 人との接触をできるだけ減らしてください。
- ・ 外出時には症状がなくてもマスクを着用しましょう。

新しい生活様式について

- ・ 屋内外に関わらず、三つの密を徹底的にさけてください。人との間隔はできるだけ 2 m (最低 1 m) 空けてください。
- ・ 皆様の行動が密につながらないように買い物などの用事はできるだけ少人数で出かけてください。
- ・ 毎朝、体温と健康のチェックを行い、体調が悪いときは、勇気をもって仕事を休んでください。
- ・ こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底してください。
- ・ バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○事業者の皆様へ

- ・ 「今後における適切な感染防止対策」を徹底してください。
- ・ 緊急事態宣言区域となっている都道府県への出張は控えてください。
- ・ テレワークや時差出勤ができる環境を整備しましょう。
- ・ 万一、ご自身の事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査にご協力をお願いします。

～高齢者通所・訪問系サービス事業所利用者・御家族の皆様へ～

介護サービスは、利用者・その家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、県では、感染拡大防止の徹底を前提として、必要なサービスを継続的に提供するように各事業所にお願いしています。

一方で、事業所の取組だけでは限界があることから、利用者本人、またその御家族の皆様におかれましても、感染拡大防止に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 人との接触をできるだけ減らしてください。
- **利用者本人だけでなく、同居している御家族においても、県外への不要不急の外出、3密（密閉、密集、密接）の場所への外出は控えてください。**
- 特に**緊急事態宣言区域（※）への外出は控えて**ください。
出張、帰省（学生、単身赴任）、旅行も、当面の間、自粛をお願いしています。同居している御家族が、やむを得ず対象区域を訪れた場合、**2週間程度の外出自粛**が求められることから、その間、家庭内での感染予防を徹底してください。
※緊急事態宣言区域とは、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県（5月15日現在）
- 外出時には症状がなくても**マスクを着用しましょう。**
- 毎朝、体温と健康のチェックを行い、風邪症状や発熱などの症状がある場合、体調が悪い場合は、サービスの利用を控えてください。
- 新型コロナウイルス感染の疑いがある場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」（0570-087-550）に御相談ください。

※詳しくは「香川県感染警戒宣言」を御確認ください。